

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画に対する意見募集結果

1. 意見の提出状況

提出件数: 16件(意見総数105件。類似の意見ごとに整理した結果、83件)

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
総論		
1	タイトルを「……ストックホルム条約履行のための国内施策実施計画」とするべき。	条約第7条においてその作成が求められているものであり、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」としています。
2	総論的で具体性が明確でない。 具体的に何をいつまでに、誰がやるのかが明確でない。	本計画では、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務のそれぞれにつき、講じる措置を具体的に記述しています。
3	関連法規などが分かりづらいので、総括表が欲しい。 対象の POPs は PCB、埋設・廃農薬、ダイオキシン類およびそれらの汚染物、場所に分類され、それらがどの法律を適用され管理、保管、処理されるのか一覧表が欲しい。処理技術も同様。スペースの制限がある場合は何々参照と記載してほしい。	計画の内容については、UNEP のガイダンス文書等を参考に整理して記述していますが、今後とも、POPs 対策に関する分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。
第1章 はじめに		
第2節 我が国における POPs 問題の経緯		
4	『我が国で農薬として使用されていた、DDT、アルドリン、ディルドリン等』に BHC を追加するべきである。	回答22参照。
5	ディルドリンやクロルデンについては、農薬登録失効後もシロアリ防除剤として多用されたため、ディルドリンやクロルデンの環境汚染や人体汚染が進行し、化審法の第一種特定化学物質に指定された事実を追加するべきである。	第1章第2節の1段落の最後に、化審法による対応について、記述を追加します。
6	PCB の項に以下を追加するべきである。 (1) 「化審法」の成立に伴い、PCB の使用は全面禁止されたわけではなく、PCB 含有閉鎖系機器(大型トランスやコンデンサー、鉄道用機器、電柱トランス、蛍光灯安定器など)の継続使用を認めたことが、その後の汚染につながったことは否めません。 (2) アメリカ軍基地施設での PCB 使用については、規制が及ばず、基地内で	第1章第2節は、我が国における POPs 問題の経緯の概要を説明しており、製造・使用の規制の実施と、処分に関する施策の推進について概要を記述しています。PCB については、化審法による製造禁止前に製造された PCB の処分に関する問題と、その解決への展望について記載しています。個別の処分事例については特に記述していませんが、「30年の長期にわたりその多くについて処理が行われず」の表現としています。

	<p>の処理やアメリカへの搬出が、なかなかすすみませんでした。</p> <p>(3)1977～79年に、PCB入りノンカーボン紙の東京湾内外で洋上焼却されたことがあります。</p> <p>(4)1987～89年、鐘淵化学高砂工場に保管されていたPCB約5500トンが住民監視の下に工場内で焼却処理されました。</p>	
7	<p>PCBの項の『施設の設置に関して住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりその多くについて処理が行われず』を以下に修正するべきである。</p> <p>『閉鎖系での使用継続が認められてきたことが、分解技術の開発を遅らせた上、その施設・操業の安全性について、住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりその多くについて処理が行われず』</p>	<p>PCBの分解技術については、昭和51年に高温焼却法が廃棄物処理法に規定されており、施設の設置に関して住民の理解が得られなかったことなどから、長期にわたり処理が行われなかったところです。</p>
8	<p>ダイオキシン含有農薬の項を追加するべきである。</p> <p>『日本のダイオキシン汚染源として、最初に問題になったのは、農薬です。林業用除草剤等に使用されていた2,4,5-Tは、林野庁は1971年に国有林での使用を中止し、土中埋設を通達指示しました。1984年の調査では、53営林署内での埋設が明らかになり、埋設個所の目視点検が続いています。</p> <p>水田用除草剤PCPは、1960から70年代はじめにかけて、大量使用されましたが、農薬取締法による「水質汚濁性農薬」の指定を受け、1990年登録失効しました(PCPは、シロアリ防除剤、木材や皮革製品等の防腐・防黴剤としても使用された)。その代替品として開発された水田除草剤CNPは1970～90年代に大量使用され、1996年登録失効しました。これらは、いずれも、ダイオキシン類を含有していましたが、使用中止を求める住民運動があったにも拘らず、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンが含有されないということで、何の規制も受けず使用されました。その後の研究で、PCPやCNPにTEQ評価されるダイオキシン異性体・同族体が含有されていたことが判明しました。また、河川湖沼海の底質のコアサンプルには、PCP、CNP由来のダイオキシン類の蓄積が明らかになっていますし、水田土壌中の残留実態も報告されています。</p> <p>農薬中に含まれるダイオキシン類についての情報は、企業秘密として、長年、公開されてきませんでした。1999年、農水省は、100余の農薬成分中のダイオキシン分析結果を公表しました。この時、土壌殺菌剤PCNBのダイオキシン類含有も明らかになり、農水省は、2002年に、PCP、CNP、PCNBの回収を指示しました。さらに、2003年の改定農薬取締法に基づき、2,4,5-T、PCP、PCNB、CNPが販売禁止農薬となりました。さらに、環境省は、埋設農薬のB</p>	<p>ダイオキシン類を含有する農薬(CNP、PCP、PCNB)については、第3章第6節4「ダイオキシンを含有する農薬」に記述しています。埋設処理2,4,5-T剤への対応については、第3章第7節3「その他」に記述しています。</p>

	HC中にダイオキシン類が含まれていたことを明らかにしました。』	
9	第2節の末尾に以下を追加するべきである。 『今後、ダイオキシン特措法で、規制対象となっていない施設、特に塩素系誘導体を製造・使用していたり、過去にしていた工場施設敷地やその廃棄物最終処分場におけるダイオキシン汚染調査を実施する必要があります。』	廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、一定濃度を超えるダイオキシン類が含まれる燃え殻等の廃棄物は、環境中へ排出されないよう遮断型最終処分場で処分されています。ダイオキシン類の濃度が基準未達の廃棄物は、管理型最終処分場で処分されますが、最終処分場の設置者は放流水については1年に1回以上、また、最終処分場周辺の地下水については、原則として1年に1回以上、ダイオキシン類を測定することが義務づけられており、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じ、その結果を閲覧させなければならないとされています。 なお、工場には、一般の人が立ち入りませんので土壌調査は工場の事業者の判断により実施するものと考えますが、工場跡地を含めて一般の土壌は特別法に基づき都道府県等が必要性を判断して監視や調査が行われています。
第2章 我が国の状況		
第2節 POPsに係る施策の実施状況		
2 非意図的生成物質対策		
10	農薬中のダイオキシン対策について追加すべきである。 『農水省は、農薬登録制度のもとで、農薬製剤中の不純物として含有されるダイオキシン類の含有量を農薬登録に際して報告することを、申請者に求めています。』	御意見を踏まえ、第3章第3節2に加筆修正します。
3 在庫・廃棄物対策		
11	以下を追加するべき。 『1998-2002年のPOPs系農薬とダイオキシン含有農薬の回収数量は、それぞれ2,066kg、97,228kgでした。』	御意見を踏まえ、第2章第2節3(1)に加筆修正します。
第3節 POPsに係る現状と課題		
12	ガイダンス文書、付録5でまとめられている、実施文書に盛り込むことが推奨される要素では、2.3 Assessment of the POPs issue in the countryの項においては13にわたる事項の説明が推奨されているが、例えば以下のような項目については本実施文書案においては全く言及されていない。 2.3.8 Current level of information, awareness and education among target groups; existing systems to communicate such information to the various groups; mechanism for information exchange with other Parties to the Convention 2.3.9 Relevant activities of non-governmental stakeholders	この章には、UNEPのガイダンス文書を参考とし、我が国が条約の義務を達成する上で必要と考えられる事項について記述しています。 人の健康や環境への影響については、環境基準の設定されているダイオキシン類及びPCBについて、評価をして記載しています。新規化学物質に関する制度については、第3章第8節で記載しています。

	2.3.11 Identification of impacted populations or environments, estimated scale and magnitude of threats to public health and environmental quality and social implications for workers and local communities 2.3.12 Details of any relevant system for the assessment and listing of new chemicals	
1 一般環境の状況		
13	(1)ダイオキシン類 土壌の項に以下を追加するべきである。 『いままでに、土壌基準を超え、ダイオキシン特措法で「土壌汚染対策地域」に指定されたのは、3地域あります。』	ダイオキシン法に基づく土壌汚染対策地域の指定は、汚染の除去等を定めた対策計画の策定及びそれに基づく措置の実施と一体のものであるため、「2005年3月現在、ダイオキシン類土壌汚染対策地域として3地域が指定されており、対策計画、汚染土壌の無害化処理等の準備又は実施といった必要な措置を実施します」という記述を、p46、第3章第7節「汚染された場所を特定するための戦略」に記述しています。
14	(4)アルドリノ、ディルドリン、エンドリン の項に以下を追加するべきである。 『2003年に、東京都や山形県では、ディルドリン汚染地で栽培されたキュウリに残留基準を超えるディルドリンが認められました。』	御指摘を踏まえ、第2章第3節2(4)に加筆修正します。
15	BHCの項を追加し、環境調査や生物モニタリング調査のことに触れるべきである。	回答68参照。
16	一般環境だけでなく、POPs類の人体汚染状況の項を設け母乳、血液、脂肪中の経年変化データについて記述すべきである。	ヒト生体試料については、環境実態調査の中で母乳及び臍帯血等の中のPOPsモニタリングを行っている旨、第3章第9節に記述します。これらデータについては、今後の点検の際に参考情報として活用します。
2 講じた施策の有効性の評価と課題		
17	(1)ダイオキシン類 の項に以下を追加するべきである。 『現在、塩素系誘導体を製造・使用している施設やそこから排出された廃棄物の最終処分場、2、4、5-TやPOPs系農薬の土中埋設箇所、過去においてPOPs系農薬やダイオキシン含有農薬、その他の塩素系誘導体を製造・使用した施設及びそこから排出された産業廃棄物の最終処分場の監視が必要です。』	回答9参照。
18	(2)ポリ塩化ビフェニル(PCB) 『PCB廃棄物の適正処理を進めることが必要です』を 以下のように修正するべきである。 『PCB廃棄物の適正処理を、地域住民の意見を聞き、その監視下に進めることが必要です』	PCB廃棄物の処理の推進に当たっては、PCB廃棄物の処理を行う者が、積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等を行うよう努めていきます。
19	(2)ポリ塩化ビフェニル(PCB)	カネミ油症については、厚生労働省厚生労働科学研究費補助金により、患

	以下を追加すべきである。 『PCBカネミ油症被害者についての疫学調査の実施と適切な治療が求められます。』	者追跡調査、治療法の開発等の研究が実施されています。
20	(4)ドリノ類及びヘブタクロル の項に以下を追加する 『ディルドリンで汚染された農地では、キュウリ等にその残留基準を超えて検出されるため、同剤が移行しやすい農作物を栽培しないよう、栽培禁止区域を設ける必要があります。』	御指摘を踏まえ、第2章第3節2(4)に加筆修正します。
21	(4)ドリノ類及びヘブタクロル の項に以下を追加する 『シロアリ防除剤などとしてディルドリンで処理された廃木材の処理に際しては、環境汚染が拡大しないよう無害化処理方法を確立する必要があります。』 (6)クロルデン の項に以下を追加する 『シロアリ防除剤などとしてクロルデンで処理された廃木材の処理に際しては、環境汚染が拡大しないよう無害化処理方法を確立する必要があります。』	回答57参照。
22	BHCの項を追加し、DDTに準ずる記述をすべきである。 以下についても記述すべきである。 『BHCで処理された古置のイナワラが飼料に供給されて、乳・畜産品の汚染につながる恐れがあります。』	本計画は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務を履行するための計画であり、条約対象の物質について具体的措置を記載しています。条約対象物質以外の物質に関する対策は、第3章第8節に記述しており、BHCは、同節に記述のある、農薬取締法に基づく21種の販売禁止農薬に含まれるところです。
第3章 具体的な施策の展開		
第1節 基本的考え方		
23	化審法の「第一種特定化学物質」、農薬取締法による販売禁止農薬のうち、POPs 条約対象以外の化学物質や、臭素系難燃剤、臭素系ダイオキシン類についても、POPs 条約対象物質に準じた扱いをすべきであり、今後、POPs 条約に組み入れるよう、各国に働きかける必要がある。	回答68参照。
24	POPs類の汚染拡大防止に際しては、以下の点が重要である。 (1)POPs類の汚染の拡大の原因のひとつは、先進国で有害性が判明し、使用規制されたものが、規制のない開発途上国へ輸出されたり、現地生産され、使用されてきたことにある。今後、このようなことがないようにすべきである。 (2)先進国から輸出されたり、現地生産され、放置されたままになっているPOPs類については、輸出者や製造会社、国が供与した場合はその国が責任をもって処理・浄化すべきである。	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、締約国からPOPsが輸出されることを原則禁止しており、輸出が認められる場合でも輸出の際には、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約(PIC条約)を考慮し、また、最終的に環境上適正な処分がなされることを確保することとなっています。日本では、これらの条件が確保されるよう外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令に基づき必要な措置を講じています。
25	POPs類の汚染拡大防止 に際しては、以下の点が重要である。	(1)埋設場所の環境調査、埋設農薬の処理については、第3章第6節に記

	<p>(1) POPs系農薬やダイオキシン含有農薬の国内埋設個所の環境調査し、その浄化に一層の力を注ぐべきである。</p> <p>(2) 過去において、POPs類を製造・使用した場所及び回収保管や埋設されている場所に関する情報、環境汚染調査結果、汚染地の浄化処理や無害化処理技術に関する情報等は、すべて公開し、その保管や処理は、関係住民の意見を尊重し、その監視下で実施すべきである。</p> <p>(3) 埋設又は回収されたPOPs系及びダイオキシン含有農薬(2, 4, 5 - T, PCP, CNP, PCNB)について、埋設個所や保存場所に、その旨表示し、掘削や処理が実施されるまで、厳重に管理することを、行政や事業者にも義務づける。</p>	<p>載っています。</p> <p>(2)及び(3)埋設処分された農薬は、管理者により厳重に保管されています。埋設場所等の公開については、犯罪予防等に配慮して、各管理者が状況に応じて行うことが望ましいと考えます。なお、埋設処理された林地用除草剤(2, 4, 5 - T剤)については、埋設個所の立入及び土壌かく乱行為を防止するため、標識、柵等を設置し、森林管理署が適切に保全管理しています。埋設処理2, 4, 5 - T剤への対応については、第3章第7節3「その他」に記述しています。</p>
<p>第2節 実施計画の効果的実施</p>		
<p>2. 国内の各種計画との連携</p>		
26	<p>土壌汚染対策法の特定有害物質に、POPs系物質やダイオキシン含有物質を追加し、化学工場、農薬の原体や製剤工場及びその排出物、廃棄物の最終処分場、さらにこれらの跡地についても、環境調査を義務づけるよう、法改定を望む。</p>	<p>ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン法に基づき対応しており、地方公共団体が、毎年、常時監視として大規模な環境調査を実施しています。なお、一般の人が立ち入る事のできない工場、事業場内の土壌汚染に係る調査については、一義的には事業者が自ら行うべきものと考えています。</p>
<p>第3節 POPsの製造、使用、輸入及び輸出を防止することを目的とした規制のための措置</p>		
27	<p>化審法を改正し、既存化学物質についても新規化学物質同様の規制を講じる必要がある。</p>	<p>化審法の既存化学物質については、これまでの国による安全性点検に加え、平成17年6月からは、産業界と国の連携により既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行うため、「Japan チャレンジプログラム」を開始したところです。</p>
28	<p>農薬取締法が国内販売禁止のPOPs系農薬の海外輸出を防げなかったことにふれ、輸出のために製造する農薬を適用除外にしている法を改定するよう提言すべきである。</p>	<p>国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)のもと、輸出貿易管理令では、農薬取締法に基づく省令で定めた販売禁止農薬(全てのPOPs農薬を含む)については、輸出前に、相手国政府に対して情報提供を行い、相手国政府が事前に意思確認を行うこととしています。</p>
29	<p>海外では、BHCが頭シラミ駆除用の医薬品として使用されており、国内でも使用されている懸念があることにもふれるべきである。</p>	<p>回答22参照。</p>
<p>第4節 非意図的生成物の排出削減のための措置</p>		
30	<p>非意図的生成物の排出量の記載にあたっては、排出状況に応じたりスク評価結果を併せて記載するべきである。</p>	<p>排出量インベントリは、条約の規定に基づき記載するものです。我が国における環境中のHCBおよびPCBの実態については、意見募集時に参考資料4-3として公表しており、これらの環境中の濃度は、米国環境保護庁が提案している発癌の生涯リスクレベル等と比較して下回っている旨等を説明しております。</p>

3 1	ダイオキシンやPCBの削減計画については、事業者からの PRTR 届出情報も有効活用して、削減に結び付けていくべきであり、排出インベントリにいかすよう活用方策を検討すべきである。	ダイオキシン類の排出インベントリ作成においては、ダイオキシン法の特定施設からの排出濃度等に関する届出データ等をもとに推計しており、PRTR 制度の届出情報は用いていません。これは、ダイオキシン法の届出データの方が、従業員数による裾きりがある PRTR の届出施設より対象施設数が多く、より正確な推計が可能なことによるものです。なお、今後の排出インベントリの作成にあたっては、PRTR の届出情報等も参考に充実に努めていきます。 また、PCBの排出インベントリ作成においては、事業所での排出口における測定データ等をもとに推計しています。PRTR 制度における PCB の排出量及び移動量については、下水道終末処理施設や産業廃棄物処理施設等を設置する特定の事業所を除き、PCB を 1 トン以上取り扱う事業所において届出の義務がありますが、PCB は原則として製造使用が禁止されており、PCB を 1 トン以上取り扱う事業所は国内に存在しないこと等から、製造業等の事業活動に伴う非意図的生成物としての PCB の排出を PRTR 制度によって把握することは困難と考えています。
3 2	非意図的 POPs に関しては、ストックホルム条約の意思は排出源となっている焼却炉等の施設の停止にある。非意図的 POPs 発生源としての焼却炉をなくすよう願う。	ストックホルム条約は、非意図的生成物に関しては、利用可能な最良技術及び環境のための最良の慣行の利用を通じ、放出を継続的に最小限にし、及び実行可能な場合には廃絶することを目標として、現実的かつ意義のある水準の放出の削減又は発生源の廃絶を速やかに達成することのできる利用可能かつ実行可能で実際的な措置の適用を促進することとされており、廃棄物の適正に管理された焼却を全面的に否定しているものではありません。 実際、利用可能な最良技術及び環境のための最良の慣行に関する指針案においても、廃棄物の焼却処理について、減容、エネルギー回収、有害成分の破壊・最小化、殺菌及び残渣の再使用といった目的や、ダイオキシン類の排出を削減する種々の技術や慣行が記述されています。
1. ダイオキシン類		
3 3	焼却施設からのダイオキシン発生規制が見込めない。	廃棄物処理分野におけるダイオキシン対策については、廃棄物の減量化や老朽化した施設の建て替えなどにより、2010 年のダイオキシン類発生量の予測値は達成可能と考えています。
3 4	(1)我が国における排出量及び将来予測 注1:「化石燃料を燃焼させる設備及び工業用ボイラー」は火力発電所のみ、「木材及び他のバイオマス燃料を燃焼させる施設」は紙パルプ製造におけるクラフトパルプ製造ボイラーのみの値である。の注書きについては、当該施設が	御意見を踏まえ、注1を以下のとおり修正します。 「化石燃料を燃焼させる設備及び工業用ボイラー」は火力発電所、「木材及び他のバイオマス燃料を燃焼させる施設」は紙パルプ製造におけるクラフトパルプ回収ボイラーの推計値であり、これら発生源の種類における他の施

	らしか発生していないという国民の誤解を招くおそれがあるため誤解を与えないようにするとともに、他の発生源との整合の観点から削除するなど配慮すべきである。	設からの排出量については、推計されていない。」
35	(1)我が国における排出量及び将来予測 (3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (a)(a-1)ア 廃棄物焼却炉 ダイオキシン類に関し、セメント焼成炉が廃棄物焼却炉の内数としてカウントされることについては、全てのセメント焼成炉が廃棄物焼却施設の許可をもっている訳ではなく、再生利用認定でDXNsの測定をしているところもある。このような方法は、異なる法体系で管理されているものを一つの「発生源の種類」として統合することとなり不適切である。また HCB、PCB については別の扱いになっており、横並びからみてもおかしい。HCB、PCB に合わせて考え方を統一すべきである。	セメント焼成炉には、廃棄物の焼却を行っている施設と行っていない施設がありますが、廃棄物の焼却を行っている施設からの排出については「廃棄物焼却炉」の中で計上しており、廃棄物の焼却を行っていない施設からの排出量については、「その他の発生源」において計上しています。以上を明確にするため、注に以下の記述を追記します。 「セメント焼成炉(有害廃棄物燃焼)」の排出量は「廃棄物焼却炉」の値に含まれています。」
36	(2)排出の管理に関連する法令及び政策の有効性の評価 ダイオキシン特措法による「土壤汚染対策地域」の汚染土壤の浄化に際しては、汚染原因者の責任を明確にすべきである。	ダイオキシン法に基づく汚染土壤対策地域における対策については、土壤汚染対策計画に基づき、汚染原因者等による適切な費用負担のもとで、関係者が協力し、汚染除去等の事業を行うこととしております。 また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類の土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確であれば、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きに則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
37	(2)排出の管理に関連する法令及び政策の有効性の評価 (3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (a)(a-2)今後の措置の方針 塩素系製品の使用削減、廃棄物焼却量の削減を目標に定めるべきである。 有機塩素系及び有機臭素系物質の添加をできる限り止めるべきで、代替品の開発をすすめる。	欧州連合(EU)では特定有害物質使用制限(RoHS)指令が公布、発効されたことにより、電気・電子機器における有害物質(鉛、水銀、ポリ臭素化ビフェニル等6物質)の使用が2006年7月から原則禁止されます。我が国においては、製品等が廃棄物として処理される段階で廃棄物処理法に基づく対策が講じられていることもあり、製品中に使用されている有害物質に起因した環境汚染が顕在化している状況にはありません。しかしながら、環境汚染を未然に防止し、資源の有効利用を促進する観点から、環境省においては、製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策について、検討会を設置して、検討を開始しているところです。
38	焼却炉は、BATを適用しても最大のPOPs排出源であることに変わりはなく、本計画案では、POPs類の発生原因である焼却炉を、段階的に閉鎖する方針を明確に打ち出すべきである。 セメントキルンもまた非意図的POPsの発生源だが、そのセメントキルンで廃棄物を処理すると、さらに環境汚染を招くため、厳しく規制すべきである。	我が国の廃棄物処理に対する考え方は、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則に基づき、第1に廃棄物の排出抑制、第2に再使用、第3に再生利用の推進であり、それでもなお残る廃棄物については、熱回収をしつつ焼却するというものです。 ダイオキシン類の削減計画においても、廃棄物の減量化等により廃棄物焼

		<p>却炉からのダイオキシン類の排出を削減すべく削減目標量を設定しています。</p> <p>廃棄物を処理するセメント焼成炉については、廃棄物焼却施設としてダイオキシン類の排出規制の対象となっています。</p>
39	<p>本計画案には「2003年度の排出総量は1997年比で95%削減されたことになり、削減目標を達成した」などの表現が多いが、これらの数値を裏付けるデータや出典がない。計画案は、まず、きちんとした国際的に通用するデータを収集した上で再構築すべきだ。</p>	<p>毎年公表しているダイオキシン類の排出インベントリにおいて、現時点での知見に基づいた発生源毎の算定根拠を示しています。また、ダイオキシン法の施行状況及び環境調査結果を公表しています。なお、これらの情報については、本計画第3章第11章1.の表中のダイオキシン類対策のホームページに掲載しています。</p>
40	<p>ダイオキシン汚染物質の放出と環境モニタリングは、独立した外部機関にまかせるシステムを作らなければならない。</p>	<p>ダイオキシン法に基づき、大気基準適用施設から排出される排出ガス又は水質基準適用事業場から排出される排出水中のダイオキシン類による汚染の状況については、大気汚染防止法や水質汚濁防止法と同様に設置者が測定することになっていますが、法の施行に必要な限度において、都道府県等による立入検査を行うことができるようになっており、平成15年度は1,264件の立入検査に伴う測定を実施しています。また、環境媒体のダイオキシン類による汚染状況については、同法に基づき、都道府県等が調査することになっており、平成15年度は、9,123地点において調査を実施しています。</p>
41	<p>非意図的 POPs の生成を防ぐ最善の策は、有機物を燃やさないことに尽きる。紙・布などの再利用や生ゴミ・木材のコンポスト処理、課税やデポジット等の入口部分における「代替案」、あるいはその必要性を書き込むべきである。</p>	<p>行動計画の「排出の総量の削減を推進するための戦略」において推進していくこととしている削減計画の中で、事業者が講ずべき措置としてダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進を掲げ、国及び地方公共団体が講ずべき施策として廃棄物減量化のための施策の推進(循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、リサイクル関連諸法に基づく施策の推進等)を記載しています。</p>
42	<p>(2)排出の管理に関連する法令及び政策の有効性の評価 法令及び政策の有効性の評価</p> <p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 BAT 及び BEP の利用</p> <p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (a)(a-1)エ アルミニウムの二次製造</p> <p>POPs条約附属書CにあるBAT及びBEP指針案は、国内法に適用する時には、あくまで参考指標として取り扱うべきである。</p> <p>措置を講じるより先に、国内において十分な実態調査をおこなうことが先決で</p>	<p>利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)に関する指針については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第5条において、締約国がBAT及びBEPを適用する場合に考慮すべきことが規定されています。本指針に関し、条約第1回締約国会議(COP1)に提出された指針案は、素案の段階で公開され、各国・団体等から寄せられた意見等を踏まえ、専門家会合においてAPL値も含め、取りまとめられたものです。COP1では、わかりやすさの向上、途上国のニーズに対する対応、代替手段の追加等の観点から修正が必要とされ採択されませんでした。締約国が行動計画の作成等において、この指針案を考慮することを奨励する決議</p>

	<p>ある。</p> <p>アルミニウム再生業の BAT 及び BEP 指針案に上げられている APL 値は、検討不足のままに記載された数字であり、不適切であるため、「APL 値を満足していません」ではなく、「APL 値が適切でない」と改めるべき。</p>	<p>が採択されました。こうした経緯や手続きを踏まえて、我が国としても指針案を十分尊重して、BAT の利用を推進する責務があります。</p> <p>なお、アルミニウム合金製造施設については、指針案等を考慮して、今後、新たに設置される施設に対して必要な方策について検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていくこととしています。</p>
4 3	<p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (a)(a-2)今後の措置の方針</p> <p>新設及び既設のアルミニウム合金施設、亜鉛回収施設の排出基準値を BAT 及び BEP 指針案をみたすように強化する必要がある。</p>	<p>本行動計画で特定したアルミニウム合金製造施設、亜鉛回収施設については、(a-2)に記述してあるとおり、新規の発生源に対しては BAT 及び BEP 指針案等を考慮し、BAT の利用等に関する必要な方策について検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきます。また、既存の発生源に対しては、BAT 及び BEP 指針案等を考慮して BAT 及び BEP の利用を促進していきます。</p>
4 4	<p>(1)我が国における排出量及び将来予測</p> <p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (b)(b-1)ウ 特定の化学物質の製造工程</p> <p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (b)(b-2)今後の措置の方針</p> <p>発生源の表に挙げられていない他の多くの塩素誘導体の製造及び使用工場からの排出量も把握すべきである。</p> <p>塩素誘導体を含む製品を製造・使用する工場敷地、製造工程の廃棄物、排水経路、焼却施設、そこから排出される廃棄物の最終処分場のダイオキシン類環境調査を一層強化すべきである。そのため、「特定の化学物質の製造工程」に、他の多くの塩素誘導体の製造及び使用工場を追加すべきである。</p> <p>未規制の発生源施設を探知するため、塩素を使用する工程からのダイオキシンの排出の有無をチェックし、排出があった工程での塩素使用を回避する措置を講じるべきである。</p>	<p>p23 の表は、POPs 条約附属書 C で規定する発生源の種類に従って作成したものです。また、p33 のウに挙げた特定の化学物質は、同条約附属書 C 第3部に規定する発生源の中で、実際にダイオキシン法により、排水規制を行っているものです。今後は、(b-2)以降の記述のとおり、第3部の発生源について、発生源に関する文献情報等も踏まえて、ダイオキシン類を排出していると考えられるものについて、排出量等の把握を計画的に進める等必要な措置を講じていきます。</p>
4 5	<p>ごみを燃してはいけない。ごみ発電、スラグ利用などは、ストックホルム条約に違反するため、循環型基本法とその関連施策は計画案からすべて削除すべきである。</p> <p>本計画案の海外との「環境協力」から、焼却炉および関連技術をすべて除外すべきである。</p>	<p>回答 3 2、3 8 参照。</p>
<p>2. ヘキサクロロベンゼン(HCB)</p>		
4 6	<p>HCB を不純物として含有するおそれのある特定の化学物質について、含有量調査と規制が必要である。</p>	<p>農薬原体中に含まれる有害混在物として HCB も農薬取締制度の規制の対象としています。</p>
<p>3. ポリ塩化ビフェニル(PCB)</p>		

47	<p>(1)我が国における排出量 PCB の排出量のインベントリが示されているが、PRTR 制度において2002年度公共用水域に 241kg、移動量として1kgという報告が事業者から行われていることをどう評価するのか。下水道からのPCBの排出量について検討すべきである。</p>	<p>PRTR 制度のPCB届出データはほとんどが下水道終末処理施設からの排出ですが、下水道終末処理施設においてPCBが生成することは考えにくい ため、PRTR 制度のPCB届出データを非意図的生成物としてのPCBインベントリに適用することは困難と考えています。</p>
<p>第5節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組</p>		
48	<p>(3)排出の総量の削減を推進するための戦略 (b)(b-2)今後の措置の方針 現在使用中のPCB含有機器等について、PCBを含有していることを表示、公表するとともに、使用年限を設定し、特に、学校、公共施設や一般用建物など、人が頻繁に立ち入る場所で使用されている安定器などは、優先的に使用を廃止する必要がある。 回収したPCB含有機器の保管・処理や処理施設の設置運営に際しては、地域住民に情報公開及び十分な話し合いを行い、住民の合意を得て、監視下にとり進めるべきである。</p>	<p>PCB含有機器等については、関係省庁連携の下、適正な維持管理に努めるとともに、PCB廃棄物の保管・処理の状況について、PCB特別措置法に基づき、公表しています。また、PCB廃棄物の処理の推進に当たっては、PCB廃棄物の処理を行う者が、積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等を行うよう努めていきます。</p>
<p>第6節 在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組</p>		
<p>1. 埋設農薬</p>		
49	<p>農家に保管されている POPs 等農薬(新規 POPs 対象農薬も含めて)の全国実態調査の実施や回収・処理の方針を盛り込むべきである。 POPs 等農薬の生産量や出荷量、使用推算量などから、埋設処理された農薬の量(2001年12月の調査で特定できなかった農薬を含めて)や農家の保管量等を推定できないのか。 埋設箇所周辺の実態調査を実施し、定期的に公表すべきである。 農家保管の農薬について、製造企業や自治体主導で回収し、保管することを指導すべきではないか(旧PCP協議会によるPCP製品回収のように)。 POPs系農薬(BHCを含む)の土中埋設については、300kg以下の小規模埋設地の調査が必要である。旧日本軍の投棄・埋設した化学兵器について、環境省は広く国民に情報の提供を求めたが、埋設POPs系農薬についても、同様に情報をひろく求めて、埋立場所を特定する努力をすべきである。</p>	<p>埋設農薬については、まず、1971年に小規模(300kg以下)に地中埋設するよう指導し、次に、早急かつ安全な埋設処理を行うため、1972年に農薬安全処理事業(国庫補助事業)により埋設処理をするよう指導しました。2001年には、これら1971年及び1972年に埋設処理した農薬の保管状況について、埋設箇所の実態調査を行っています。今後新たな情報が得られた場合には、都道府県から報告してもらうこととなっています。また、新たに報告のあった埋設農薬も「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」及び「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」にそって適正に処理を進めていきます。</p>
50	<p>埋設農薬の中には、水銀、砒素などの重金属類が混入している。また、BHCの中には、ダイオキシンを含むものもあるので、その掘削や運搬、処理には注意を要する。</p>	<p>埋設・廃農薬については、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」及び廃棄物処理法を踏まえた「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」にそって適正に処理を進めています。</p>
51	<p>POPs分解技術は、まだ、確立したとは言いがたい。農水省が検討した技術及</p>	<p>農林水産省が検討した技術については、平成16年3月に報告書がまとめら</p>

	<p>び環境省の第四回POPs対策検討会で報告されたより後の技術情報を開示されたい。</p>	<p>れています。この報告書については、ご要望頂ければ送付させていただきます。なお、環境省において焼却処理によるPOPs農薬無害化処理技術等検討調査を行い、現在、夾雑物が含まれている場合の実証試験を行っているところです。この結果についてはまとまり次第公表していくこととしています。</p>
5 2	<p>埋設農薬の処理は、適正に行われているのか。 農薬を適正に処理する技術を有していない産廃処理業者等が埋設農薬の処理を行っている。「汚染がある」と判断された土壌等が農薬と同様でなく汚染土壌として処理されているものがある。 実証試験を行っていない技術により農薬処理される例がある。</p>	<p>現在、埋設農薬の処理は、国の補助事業である「埋設農薬最終処理事業」によって計画的にすすめています。当該事業は、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」及び、廃棄物処理法を踏まえた「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」に記述された条件を満たした技術を用いることとしており、適正に処理されていることを都道府県が確認しているところです。</p>
5 3	<p>埋設農薬の処理事業の実施方法や埋設・保管場所、内容、モニタリング結果などの実施状況について、情報公開すべきである。 すでに実施された自治体名、場所、農薬の内容等を計画の中で示すべきである。</p>	<p>埋設農薬の処理状況については、現在取りまとめ中です。取りまとめられ次第、ホームページ等で公表します。 埋設場所等については、犯罪予防等のために非公表としていますが、農林水産省において管理者が厳重に管理していることを確認しています。</p>
5 4	<p>BHCを、POPs農薬と同様に取扱うことを計画で明記すべきである。</p>	<p>回答22参照。</p>
5 5	<p>表中「焼却 1000 以上による焼却」 焼却で 1000 以上であれば POPs物質である埋設農薬が分解できる保証が示されていない。分解率で定義される処理基準を追記すべきである。 埋設・廃農薬の技術的留意事項は何の法律に準拠するのか、拘束力はあるのか。 PCB、埋設・廃農薬、ダイオキシン類の処理技術は法的に認知された技術なのか。PCB 及びダイオキシン類の法的認知技術が埋設・廃農薬の処理技術にも採用されるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表中の「約 1000 以上による焼却」の記述を修正します。なお、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」に記載している POPs 廃農薬の処理方法(国内実施計画 p42 の表に掲げたもの)は、実証試験の結果、POPs 廃農薬の分解率 99.999%を達成し、かつ、ダイオキシン類の排出基準を満たす能力があると評価された方法です。また、これらの処理技術は、廃棄物処理法施行規則に定められ、廃 PCB 等の分解施設として採用されています(真空加熱法を除く)。</p>
5 6	<p>POPs 等農薬の適正保管や処理のための具体的な取り組みが見えてこない。 PCB 特別措置法と同様、処理期限を明記すべきではないか？ 「埋設農薬最終処理事業」は、平成 16 年度～5 年間の事業であり、予算額も十分ではない。この事業以外に、POPs 等農薬の処理のための支援策は検討されていないのか？</p>	<p>埋設農薬については、現在、埋設農薬最終処理事業により、2004 年度から 5 年計画で処理を進めているところです。またその処理に当たっては、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」及び廃棄物処理法を踏まえた「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」にそって適正に処理を進めています。</p>
<p>2. 廃クロルデン類等</p>		
5 7	<p>ディルドリン、クロルデン、BHC、PCPなどは、過去において、シロアリ防除剤や木材処理剤、畳防虫剤、皮革防腐剤として使用された。これらの数量は調べられていない。また、これらで処理された木材、畳、皮革製品などが、廃棄処理された場合、新たな汚染がおこったり、焼却処理されて、新たにダイオキシン類</p>	<p>クロルデン等は、製造・使用等が規制されてから、20～30 年が経過しており、半減期を考慮すると、廃木材等での濃度は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の POPs 処理ガイドラインが示した処理対象となる 50mg/kg 以上という指針値に比べ十分低い濃度と考えます。</p>

	が生成しないよう注意を要する。	また、当該廃木材等が廃棄物となり焼却等される場合には、ダイオキシン類発生防止等について廃棄物処理法等の処理基準が課せられており、適正処理が確保されています。 このため、廃木材等の排出者に、クロルデン等の含有濃度の把握を求めたり、廃棄物処理法の処理基準以上の特別な処理を課すことは過重な負担と考えます。
3. ダイオキシン類に汚染された廃棄物		
58	排出源の表に挙げられていない他の多くの塩素誘導体の製造及び使用工場からの廃棄物も対象とすべきで、その数量を調べる必要がある。	ダイオキシン類の未規制発生源に係る検討については、平成12年より「ダイオキシン類未規制発生源調査検討会」において検討しており、これまでに、9施設を特定施設(水質基準対象施設)として追加してきました。なお、検討会資料については企業秘密に係る部分を除き、原則として情報公開しています。今後とも、科学的知見を充実させ、未規制のダイオキシン類発生源について調査検討を進めていきます。
4. ダイオキシン類を含有する農薬		
59	ダイオキシンを含む農薬として、土中埋設されたBHC、2,4,5-Tの処理が問題となる。 また、農家から回収された農薬の中には、BHC、2,4,5-T、PCNB、PCP、CNPなども含まれ、これらが一般農薬として処理されないように注意を要する。	ご指摘のCNP等については、当該農薬の製造メーカーで構成する回収センターで回収しており、回収された農薬については、適正に処理していくこととしています。埋設処理された林地用除草剤(2,4,5-T剤)については、今後とも、埋設箇所の立入及び土壌のかく乱行為を防止しつつ、適切に保全管理していきます。なお、埋設処理された2,4,5-T剤への対応については、第3章第7節3「その他」に記述しています。
第7節 汚染された場所を特定するための戦略		
1. ダイオキシン類		
60	ダイオキシン特措法を改定し、過去及び現在の塩素誘導体製造・使用工場の敷地、その工程廃棄物処理施設、排水経路、廃棄物最終処分場などの環境調査を実施し、結果を公表することを事業者に義務づけるべきである。	回答9参照。
61	土壌対策強化のため土壌汚染対策法を改定し、ダイオキシン類を特定有害物質に指定し、汚染原因者に浄化費用の負担を求めるべきである。	ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン法に基づき対応しています。 また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類の土壌の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確であれば、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きに則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
62	汚染原因者が特定される場合、底質の浄化費用の負担を求めるべきである。	ダイオキシン類による底質汚染については、「河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」及び「港湾における底質ダイオキシン類

		対策技術指針」等をもとに取り組んでいるところです。 また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きに則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
63	<p>土壌汚染対策法を改正し、調査対象を拡大し、PCB汚染土地を特定・公表すべきである。</p> <p>現行の土壌汚染対策法では、調査時点やその対象が極めて限られている。しかし、ストックホルム条約の要請であるPOPsにより汚染された場所を特定するためには、さらに対象を拡大して調査を実施する必要がある。</p> <p>また、調査の結果、汚染が明らかになった土地については、その地点を公表すべきである。</p>	PCBは土壌汚染対策法の対象となる特定有害物質の一つであり、また、Co-PCBを含まれる場合にはダイオキシン法の対象ともなりえます。土壌の汚染により、人への健康被害が懸念される場合には、両方またはいずれかの法律により、汚染情報の公表も含めた適切な対応がなされることとなっています。
2. PCB		
64	<p>過去に PCB の原則製造禁止になった1970年代の古い土壌汚染の処理をきちんと行う旨、計画に入れるべきである。水田土壌のPCB汚染で、80ppm 未満の土壌は放置されている事例があるが、現在の土壌環境基準に照らした調査を行い、基準を超えるものは対策をとるべきである。</p> <p>また、80ppm を超えた汚染土壌はコンクリートボックスに埋設されているほか、工場敷地内に高圧コンデンサーがコンクリートプールに埋設されている事例があるが、POPs 廃絶の観点から、掘り出して無害化するべきである。</p> <p>1970年代に発生し、一定の対策をとられている PCB 汚染土壌の無害化処理を計画に入れるべきである。</p>	PCBについては、人への曝露が懸念される場合は土壌汚染対策法またはダイオキシン法により適切に対応がされます。 また、埋設されている高圧コンデンサーについては、PCB 特別措置法に基づき適正に処分する必要があり、人への曝露のおそれがない場合についての汚染土壌の無害化処理については、各土地所有者等の自主的判断によります。なお、安全かつ低コストのPCB汚染土壌処理技術普及のための実証実験を、技術の公募により本年度行う予定です。
3. その他		
65	かつてPOPs系農薬やダイオキシン含有農薬の原体や製剤の製造工場の敷地、その工程廃棄物処理施設、排水経路、廃棄物最終処分場などの環境調査を実施し、結果を公表することを義務づけるべきである。	回答9参照。
66	土壌対策強化のため土壌汚染対策法を改定し、POPs系農薬(BHCを含む)とダイオキシン含有農薬を特定有害物質に指定し、汚染原因者に、浄化費用の負担を義務付けるべきである。	現在のところ、埋設農薬とその周辺の土壌については関係者により処理が進められているところであり、土壌汚染対策法による汚染原因者負担を求めなくとも処理が進んでいる状況です。
67	1999年3月末、某県内の埋設箇所を現地調査したところ、4箇所を通達指示に違反したり、傾斜地の囲いの一部が崩落している場所がみつかり、2, 4, 5-Tの埋設箇所の保全・管理を強化する必要がある。	御指摘の箇所を含め2, 4, 5-T剤の埋設箇所については、定期的な点検を行うとともに、必要に応じ、立入禁止標識、埋設箇所の周囲を囲んでいる柵等の更新・修理等を行い、引き続き適切に保全管理を行っていくこととします。
第8節 POPs 条約附属書掲載物質以外の POPs への対応		
68	既存物質の中にある新規 POPs 候補を積極的に特定し、ストックホルム条約	第3章第8節は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第3条

	<p>に掲載の提案をしてゆく姿勢を示すべきである。BHC、化審法「第一種特定農薬」であるケルセン、ダイオキシン含有農薬であるPCP、CNP、PCNB、臭素系難燃剤、臭素系ダイオキシン類等については、POPs条約の対象物質になるよう国際的に働きかけるべきである。</p> <p>これらのうち、国内で販売・使用規制のあるものは、輸出も規制すべきである。</p> <p>有機臭素化合物や有機フッ素化合物について調査研究を進めるべきである。</p>	<p>の3に掲げられた義務を履行するための措置を記載しているものです。新規 POPs の追加については、第3章第1節に記述のとおり、国際的に協調して進めていくこととしています。我が国としては、有害性が懸念される化学物質について情報収集を進めるとともに、POPsの要件に該当する場合には条約への追加手続きを進めていきます。</p> <p>国内で販売・使用規制のある化学物質は第3章第10節の2に記述している国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)に基づき輸出規制の対象となっています。</p> <p>臭素化ダイオキシンについては、ダイオキシン法附則 第2条により、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされています。</p> <p>有機フッ素化合物については、今後とも OECD 等の場で情報交換を進めていきます。</p>
69	<p>化審法と同法が適用されない農薬取締法で、難分解性、蓄積性試験を統一すべきである。ケルセンは、POPs類にのりるだけでなく、農薬取締法の販売禁止農薬に指定すべきである。</p>	<p>農薬については、その使用方法も含めて規制しているところであり、化審法の「第一種特定化学物質」に相当するものであっても、人畜及び環境に対する影響を考慮した使用方法を定めて登録することは、可能であると考えています。</p>
第9節 POPs の環境監視のための取組		
70	<p>化審法の「第一種特定化学物質」、農薬取締法による販売禁止農薬のうち、POPs 条約対象以外の化学物質や、臭素系難燃剤、臭素系ダイオキシン類については、POPs 条約対象物質に準じた扱いをすべきである。</p>	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質の候補となる可能性のある物質のモニタリングについては、第3章第9節において記述を追加しました。臭素化ダイオキシン等についても、一般環境調査等を行っているところです。</p>
第10節 国際的取組		
71	<p>(1) POPs類の汚染の拡大の原因のひとつは、先進国で有害性が判明し、使用規制されたものが、規制のない開発途上国へ輸出されたり、現地生産され、使用されてきたことにある。今後、このようなことがないようにすべきである。</p> <p>(2) 先進国から輸出されたり、現地生産され、放置されたままになっている POPs類については、輸出者や製造会社、国が供与した場合はその国が責任をもって処理・浄化すべきである。</p>	<p>回答24参照。</p>
第11節 情報の提供		
1. 情報の整備		
72	<p>広く POPs 問題を啓蒙し、予防原則に則った施策展開が必要である。POPs による暴露被害を調査するべきである。</p>	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務を履行するため、リオ宣言第15原則にある予防的取組方法に留意しつつ、必要な諸施策を</p>

		講じているところです。また、第3章第11節に示すように、POPs、ダイオキシン、PCB などについて、パンフレットやホームページを通じて広く国民にも周知を図っています。環境中の POPs の状況については、監視を行っている旨、第3章第9節において記述しております。
73	「POPs」に関してパンフレットの他に、一般向けの情報提供としてどのような取組があったのか。 ダイオキシンに関しても市民にわかりやすい正確な情報提供が必要である。 未処理 PCB 在庫、埋設 POPs 農薬等及び POPs 廃棄物等の処理の問題及び新規 POPs 候補となっている物質などに関する情報も積極的に市民に提供すべきである。	第3章第11節に示しているとおり、POPs のパンフレットをはじめ、「ダイオキシン類」、「PCB 廃棄物の適正な処理に向けて」など、正確で分かりやすい情報の提供に努めているほか、ホームページによって広く周知に努めているところです。
74	POPs 類を含有する製品、その製造・使用工場の所在、工場からの排出物、その保管・埋設箇所、環境調査結果等についての情報は、企業秘密とするのではなく、すべての国民が知ることのできるようインターネット上で開示すべきである。	PCB 廃棄物の保管・処理の状況については、PCB 特別措置法に基づき、公表されております。また、ダイオキシン類や PCB を排出する特定の事業所については、化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所の所在地および排出量等のデータを開示請求によって入手いただけます。今後とも、これら POPs に関する情報提供の取組を進めていきます。
75	POPs に関するワンストップサービスの提供。ウェブサイト等の情報整備の一元化を望む。	現在、環境省の POPs に関するホームページを改訂しているところですが、ご指摘を踏まえ、分かりやすい情報提供に努めていきます。
76	条約の和文はつい最近まで、環境省のホームページにさえなく、ほとんどの国民はその中身を知らない。	今後とも、POPs 対策に関する情報提供について取り組んでいきます。
2. 利害関係者との協議		
77	「NGO 等との意見交換」との表現では、あたかも本国内実施計画案策定に NGO が関わったかのような誤解を生じかねない。この表現を削除するか、より正確な記述とすべき。 その上で、今後具体的にどのように利害関係者との協議を持つのか示すことが必要。	本箇所では、意見交換会の開催、計画案についての意見募集の実施の事実を記載しているもので、原案通りとします。
第12節 研究及び技術開発の促進		
78	PCB カネミ油症被害者の健康調査を実施し、治療方法についての研究を一層推進すべきである。 DDT は、マラリアの媒介蚊対策に使用されるが、他の殺虫剤、ワクチン、治療薬の開発にも力を注ぐべきである。 POPs 類及びダイオキシン含有農薬の製造工場の労働者についての遡及的な疫学調査を実施すべきである。 健康影響・環境影響・社会影響となるが、健康、社会に関連して何をやるのか書かれていない	研究・技術開発の内容については、総論として科学技術基本計画に基づいて実施していく旨、記載しており、個別の課題については、主要な研究・技術開発を列記しているところです。 カネミ油症については、厚生労働省厚生労働科学研究費補助金により、患者追跡調査、治療法の開発等の研究が実施されています。 途上国における DDT の代替品の普及については、地球環境ファシリティ等を通じた国際的取組の一つとなっています。 御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

	<p>母乳、臍帯血中の POPs の経年的モニタリングの必要はないか</p> <p>魚介類を含む食品中の POPs について、残留濃度やその健康影響等についての調査研究をすすめる必要がある。</p> <p>特に胎児、乳幼児や感受性の高い人々に対する健康影響について早急に調査研究をすすめ、予防原則に立脚した対策を早期に講じるべきである。</p>	<p>第 12 節 2 の に掲げたダイオキシン類の人への健康影響指標と内分泌かく乱作用の検討等は、 の健康影響の要素も持つものと考えます。また、社会影響については、環境省において、POPs 条約附属書 F に掲げられた社会経済影響評価の手法について検討しているところです。</p> <p>ヒト生体試料の POPs のモニタリングについては、第 3 章第 9 節に記述を追加しました。</p> <p>魚介類を含む食品中の POPs の調査としては、厚生労働省においてダイオキシン類等の食品からの摂取量調査等を、農林水産省においてダイオキシン類の魚介類中の蓄積状況の全国的な実態把握等を行っています。</p> <p>環境省では、化学物質に関する暴露状況や感受性など小児等の特殊性を考慮したリスク評価手法の開発に向けて、アンケート調査等を実施するとともに、小児等の環境保健に関する国内外の専門家を招いて国際シンポジウムを開催するなどの取組を進めています。</p>
第 4 章 国内実施計画の実施状況の点検と改定		
79	<p>点検結果の公表の時期および方法は、審議会のような常設の組織において実施状況を点検、監視し、その結果を公表すべきである。</p> <p>また、パブリックコメントを求める際にも十分な時間を国民に与えるべきである。実施内容についての説明会を国民にわかりやすい形で国の担当者と化学物質アドバイザー等の解説者を立ち合わせた上で、説明会を多くの場所で開催するべきである。</p>	<p>本計画の点検結果は、条約の実施状況の報告の間隔に合わせて行うこととしており、条約事務局への初回の報告期限は 2006 年末となっています。点検結果の公表及び意見募集の方法については、頂いたご意見を参考とし、適切な方法を検討します。</p>
80	<p>関係省庁連絡会議で点検するのではなく、公開で公募市民を含めた議論で点検するべきである。</p>	<p>点検結果を公表し、国民の意見を聴くこととしております。</p>
付属資料 一般環境の状況(図表)		
81	<p>POPs (PCB、BHC を含む) やダイオキシン類の人体汚染(体脂肪、母乳、血液など)の経年変化調査データを追加されたい。</p>	<p>ヒト生体試料については、環境実態調査の中で母乳及び臍帯血等の中の POPs モニタリングを行っている旨、第 3 章第 9 節に記述します。これらデータについては、今後の点検の際の参考情報として活用します。</p>
計画の策定手続		
82	<p>関係省庁以外の利害関係者を一切排除し、その審議過程も公開されず、まさに密室の中で計画案が策定されたことは、手続き上の最大かつ深刻な欠陥と考えます。</p>	<p>今回頂いた計画案に対するご意見を参考にして、計画を策定していきます。</p>
83	<p>本国内実施計画(案)については、パブリックコメントの募集だけでなく、事前説明会や意見交換会を開催すべきである。</p> <p>また、パブリックコメント募集期間は、少なくとも1ヶ月、できれば2ヶ月程度の余</p>	<p>意見の募集期間については、これまで各省で実施してきた意見募集の期間の範囲内であり、適当と考えます。</p>

裕を設けるべきである。	
-------------	--